



Dさん

民 生委員・児童委員は、同じ地域の一員として近くにいるという**安心感を与えられる**と思います。「あなたがいるから安心して暮らせている」と頼りにされたことにやりがいを感じました。**あたたかい地域のために欠かせない存在**が民生委員・児童委員です。

地 域の方と顔見知りになり、さまざまな素敵な生き方に触れたことで**見聞が広がり、自分自身の人生を豊かにする学び**が得られました。また、子どもたちが立派に成長して声をかけてくれたときは、なつかしさと嬉しさでいっぱいになりました。



Aさん



みになつて
ません

民生委員 児童委員

あなたも

地域を“見守る”
“つながり”をつくる



連絡先

千葉市
花見川区民生委員児童委員協議会 事務局
電話 043 (275) 6438
千葉市社会福祉協議会花見川事務所内



Bさん

い つでも頼りにしてもらえると嬉しく、やりがいを感じます。いろいろなことがありましたが、たくさんの**笑顔に出会えました**。「ありがとう」という**感謝の言葉**が、民生委員・児童委員になった喜びであり続けられる理由です。

民 生委員・児童委員について何もわからず、PTAの延長線上にある活動なのかと疑問が残るなか引き受けました。しかし、民生委員・児童委員の活動は**多くの仲間と取り組む**地域福祉活動であり、同じ目的の仲間に出会えたことは、**かけがえない財産**となっています。



Cさん

民生委員・児童委員とは

「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、**地域福祉の担い手**として全国で**約23万人**が活動しています（非常勤の地方公務員にあたります）。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。

また、児童福祉法に定められた**児童委員を兼ね**ており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっており、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する**主任児童委員**に指名されます。

※主任児童委員の“主任”は職位ではなく、主になって任務を受け持つという意味です。

民生委員・児童委員活動を
紹介した動画はこちら



よくある質問にお答えします！

Q1 資格は必要ですか？

A 資格や専門知識は**不要**です。

Q3 守らなければならないルールはありますか？

A 住民の個別の相談に応じるために、**守秘義務**が課せられています。

Q5 ひとりでの活動が不安なのですが大丈夫でしょうか？

A それぞれの地域において、すべての民生委員・児童委員が民生委員児童委員協議会に所属し、**多くの仲間とともに協力しながら活動**しています。

※地域活動に慣れていなくても安心して活動できます。

Q2 報酬・経費はありますか？

A 民生委員・児童委員は**無報酬**ですが、活動に**必要な費用**（電話代や交通費など）の一部は支弁されます。

Q4 働きながら活動はできますか？

A **働きながら**や**子育て**をしながら活動されている**民生委員・児童委員も多く**います。

※行政や民生委員児童委員協議会が個々の委員の活動をサポートしています。

Q6 任期は何年ですか？

A 任期は**3年**です。**3年おきに全国で一斉改選**が行われます。

（一斉改選時期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。）